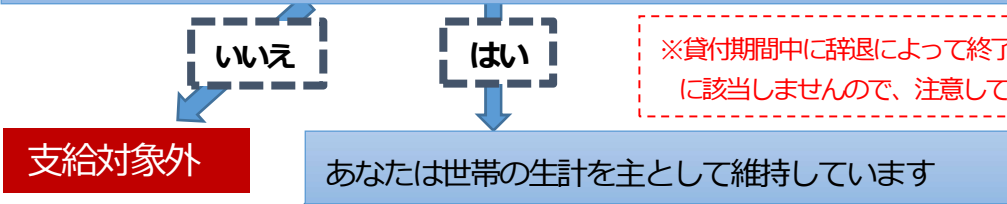


新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給対象者となる要件に該当するか、以下のフローチャートでご確認ください。

あなたは下記の1から6のいずれかに該当しますか。

- 1 申請する月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している。
- 2 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である。
- 3 過去に、総合支援資金の再貸付が不決定となった。
- 4 自立相談支援機関(新潟市パーソナル・サポート・センター)による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった。
(以下、5、6は再貸付を申請中・利用中の場合は除きます。)
- 5 申請する月の前月までに、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了している。
- 6 申請月が、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の最終借入月である。

※貸付期間中に辞退によって終了となった場合には、これらに該当しませんので、注意してください。



世帯の収入、資産の状況は、下記の要件を満たしていますか。

- ・申請月の収入(世帯合計)が、下記を超えないこと。

1人世帯	116,500円	6人世帯	319,000円
2人世帯	166,000円	7人世帯	361,400円
3人世帯	203,200円	8人世帯	394,400円
4人世帯	240,200円	9人世帯	427,400円
5人世帯	278,200円	10人世帯	459,400円

- ・資産(預貯金等の世帯合計)が、下記を超えないこと。

1人世帯	486,000円	3人世帯	942,000円
2人世帯	738,000円	4人以上世帯	1,000,000円

